

女性医療特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 女性疾病給付金の支払
 第3条 既往症等に関する取扱
 第4条 特約の型
 第5条 特約の型による支払限度
 第6条 女性疾病給付金の請求手続
 第7条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
 第8条 特約の保険料の払込免除
 第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
 第11条 特約の失効
 第12条 特約の復活
 第13条 特約の解約
 第14条 解約返戻金
 第15条 債権者等による解約
 第16条 特約の型の変更

- 第17条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
 第18条 入院給付金日額の減額
 第19条 特約の消滅
 第20条 告知義務および告知義務違反
 第21条 重大事由による解除
 第22条 契約者配当
 第23条 特約の更新
 第24条 女性疾病給付金の受取人の変更
 第25条 管轄裁判所
 第26条 契約内容の登録
 第27条 主約款の規定の準用
 第28条 特約に特別条件をつける場合の特則
 第29条 保険料一時払に関する特則
 第30条 主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合の特則

低解約返戻金特則

- 第31条 低解約返戻金特則

女性医療特約条項

(平成4年4月2日制定)

(平成24年4月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が、この特約の保険期間中に、女性特定疾病の治療のため入院したときまたは手術を受けたときの保障を主な目的とし、次の給付金の支払を保障するものです。

保障の対象となる事由	保障の概要
女性特定疾病の治療を目的として5日以上継続して入院したとき	入院日数に応じて、女性疾病入院給付金を支払限度まで支払います。
女性特定疾病の治療を目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、女性疾病手術給付金を支払います。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約の女性の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）についての特約として、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

(女性疾病給付金の支払)

- 第2条 この特約で、支払う給付金（以下総称して「女性疾病給付金」といいます。）の種類、女性疾病給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき ① この特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発病した別表33の女性特定疾病（以下「女性特定疾病」といいます。）の治療を目的とする入院 ② 病院または診療所における入院 ③ 女性特定疾病の治療を目的とした入院日数が5日以上継続した入院	入院1回につき、 （入院給付金日額）× （女性特定疾病の治療を目的とした入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）	被保険者
女性疾病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する手術（以下「女性特定疾病手術」といいます。）を受けたとき ① この特約の責任開始期以後に発病した女性特定疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ 別表34に定めるいずれかの種類の手術 ただし、同時に2種類以上の女性特定疾病手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の女性特定疾病手術を受けたものとして女性疾病手術給付金を支払います。	手術1回につき、 （入院給付金日額）× （別表34の給付倍率）	被保険者

- 被保険者がこの特約の保険期間中に継続した5日以上入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第5条（特約の型による支払限度）の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
- 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる女性特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして取扱います。
- 女性特定疾病による入院中に併発した女性特定疾病以外の疾病によって入院日数が延長されたときは、会社がその女性特定疾病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、女性特定疾病による入院とみなして本条の規定を適用します。
- 会社は、被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、本条の規定を適用します。
- 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金の支払額は各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、満了後のその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了日のそれと同額とします。
- 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、女性疾病給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

（既往症等に関する取扱）

- 第3条** 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院または手術を受けた場合でも、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第2条（女性疾病給付金の支払）の規定を適用します。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に入院または手術を受けたときでも、その入院または手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第2条（女性疾病給付金の支払）の規定を適用します。
 - その女性特定疾病について、この特約の締結、復活または特約の型の変更の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約の型)

第4条 保険契約者は、この特約を締結する際、この特約の女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次のいずれかの型をこの特約の型として選択するものとします。

- (1) 120日型
- (2) 360日型
- (3) 730日型

(特約の型による支払限度)

第5条 この特約の型による女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払限度は、支払日数（女性疾病入院給付金を支払う日数。以下同じ。）によりそれぞれ次のとおりとします。

特約の型	支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

- 2 この特約による女性疾病入院給付金の通算支払限度は、各型とも同じく、支払日数を通算して、1,000日とします。

(女性疾病給付金の請求手続)

第6条 女性疾病給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 女性疾病給付金の受取人は、前項の女性疾病給付金支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、女性疾病給付金を請求してください。
- 3 女性疾病給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。
- 4 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、女性疾病給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者	
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合	主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合	この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合	配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合	法定相続人の協議により定めた者

- 5 前項の規定により、会社が女性疾病給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその女性疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 故意に女性疾病給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

第7条 この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による女性疾病給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病給付金から差引きます。

- 2 猶予期間中に、この特約の女性疾病給付金支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病給付金から差引きます。
- 3 前2項の場合、女性疾病給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき女性疾病給付金を支払いません。

(特約の保険料の払込免除)

第8条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに所定の障害状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未

経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未經過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。

- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割り引きます。
- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとし、

（特約の保険料の自動振替貸付）

第10条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

（特約の失効）

第11条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

（特約の解約）

第13条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

（解約返戻金）

第14条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（女性疾病給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

（債権者等による解約）

第15条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

（特約の型の変更）

第16条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

（入院給付金日額の減額）

第18条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の入院給付金日額が減額されたとき、この特約の入院給付金日額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の入院給付金日額を減額します。

（特約の消滅）

第19条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

- 2 前項によってこの特約が消滅した場合で、主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、第14条

(解約返戻金)の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしができないときは、この特約においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

(告知義務および告知義務違反)

第20条 この特約の締結、復活または特約の型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第21条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または女性疾病給付金の受取人が、この特約の女性疾病給付金を詐取する目的または他人に女性疾病給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2)	この特約の女性疾病給付金の請求に関し、女性疾病給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または女性疾病給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または女性疾病給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または女性疾病給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または女性疾病給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 女性疾病給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた女性疾病給付金の支払事由による女性疾病給付金を支払いません。また、すでに女性疾病給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

3 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

4 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または女性疾病給付金の受取人に通知します。

(契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(特約の更新)

第23条 主契約が更新された場合には、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、この特約の入院給付金日額の増額を請求することができます。この場合、主約款の更新時における入院給付金日額の増額の規定を準用します。

3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第2条(女性疾病給付金の支払)、第5条(特約の型による支払限度)、第8条(特約の保険料の払込み免除)、第20条(告知義務および告知義務違反)および第28条(特約に特別条件をつける場合の特則)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、女性疾病給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5 第1項、第2項または第4項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定

める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

(女性疾病給付金の受取人の変更)

第24条 保険契約者は、この特約の女性疾病給付金の受取人を変更できません。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における女性疾病給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第26条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

号	登録する事項
(1)	保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)	入院給付金の種類
(3)	入院給付金の日額
(4)	契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
(5)	当会社名

- 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができます。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読替えます。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(特約に特別条件をつける場合の特則)

第28条 会社は、被保険者の選択を行う際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて、この特約の保険期間の全期間または一定期間にこの特則を適用し、次のとおり取扱います。（以下、この特則が適用される期間を「不担保期間」といいます。）

号	この特約に特別条件をつける場合
(1)	不担保期間中は、会社が指定した特定疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じとします。）または別表14に定める身体部位のうち、会社が指定した部位に生じた疾病（ただし、所定の感染症（別表15）を除きます。以下「不担保部位に生じた疾病」といいます。）の治療を目的とする入院または手術について、第2条（女性疾病給付金の支払）の規定を適用せず、給付金を支払いません。
(2)	特定疾病または不担保部位に生じた疾病により、不担保期間の満了日を含んで継続して入院した場合、その入院については、前号の規定にかかわらず、第2条（女性疾病給付金の支払）の規定を適用します。この場合、その入院の不担保期間中の入院日数が4日以上ときは、不担保期間の満了日よりその日を含めて4日前に入院を開始したものとみなします。

(保険料一時払に関する特則)

第29条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の特約に適用しない規定

第8条（特約の保険料の払込免除）
 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第9項
 第10条（特約の保険料の自動振替貸付）
 第23条（特約の更新）

（主契約に死亡給付金0倍特約が付加されている場合の特則）

第30条 主契約に死亡給付金0倍特約が付加されている場合は、第2条（女性疾病給付金の支払）第9項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」は「保険契約者」と読替えます。

低解約返戻金特則

（低解約返戻金特則）

第31条 この特則は、この特約を低解約返戻金特則が付加されている主契約に付加する場合またはこの特約の保険期間が終身の場合、この特約に付加します。

2 この特約がこの特約に付加された場合は、次のとおり読替えます。

号	読替えを行う条項	読替え後の規定
(1)	第14条（解約返戻金）	第14条 この特約に解約返戻金はありません。
(2)	第19条（特約の消滅）第2項	2 前項の場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

備考

1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、前項に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧性疾患とそれに起因する心疾患あるいは脳血管疾患等の関係をいいます。